

教教課第 1 1 5 9 号
教体課第 1 3 5 3 号
令和 4 年 3 月 1 4 日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教職員課長
徳島県教育委員会体育学校安全課長

職場における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の
徹底について（依頼）

日頃から、職場における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県内においては、度重なる学校関係者の感染者が確認される中、昨日、小学校の職員室や職員室以外の共用施設で感染したとみられるクラスターが確認されました。

今後は、終業式など、年度末の重要な行事を目前に控えており、教職員が感染した場合、学校運営に支障を来すおそれがあることから、次の点について、引き続き、健康管理や感染症対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 1 マスクの着用、咳エチケット、換気、手洗い、手指消毒など基本的な感染症対策を徹底すること。
- 2 毎日の検温等による健康観察を徹底し、のどの痛みや発熱など、少しでも体調に異変を感じた場合は、出勤を控えることを徹底すること。
特に、声がれなどのどに違和感がありながら、熱の症状がないからといって、出勤することがないようにすること。
また、同居の家族でのどの痛みや発熱がある場合や、体調不良から回復した後に出勤する場合には、特に慎重な健康観察を実施すること。
- 3 昼食時等、マスクをはずした状態で会話はしないよう徹底すること。
- 4 体調不良時は、休める体制を整えること。
- 5 不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は回避すること。
- 6 「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて」（令和 3 年 6 月 1 7 日付け教政第 9 4 号・教教第 2 1 8 号通知）に基づき、教職員本人又は同居する家族が保健所から濃厚接触者として特定された場合は、在宅勤務とすること。
なお、在宅勤務の場合は、ICT の積極的な活用を検討すること。
- 7 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う職員室等での感染症対策について」（令和 4 年 1 月 1 8 日付け教政課第 2 5 1 号・教教第 2 6 5 号通知）に基づき、飛沫防止用のアクリル板等の設置や、職員会議等は少人数にしぼるなど、職員室等での感染症対策を徹底すること。
- 8 職員室や職員室以外の共用施設においては、定期的な消毒に加え、換気、密集を避ける、近距離で会話をしないなど、3密にならないよう徹底すること。